

- 広告 NTTコム専用線で運用コスト、経営リスク削減/映像配信大手企業様の導入事例
- 広告 町田裕美が聞く！アクセントチャで実現するハイパフォーマンスビジネスとは
- 広告 キーパーソンインタビュー マイクロソフト新世代サーバーOSの魅力に迫る！
- 広告 パソコンの設置から回収までトータルにサポート！ヤマトシステム開発
- 広告 半導体デバイスの微細化を推進するプラズマエッティングに迫る！ 日立ハイテク

ビジネス：連載・コラム

更新：2009年6月4日11:50

Vol.66

デジタルの手触り 十番勝負

通信・放送融合法制という一里塚 デジタルの手触り 第九番

通信・放送融合法制は、今回なんとしても実現しよう。2006年以来、通信と放送の法体系を見直す論議が進んでいる。2007年2月、総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」で、私は通信・放送という縦割りの二分法をコンテンツやネットワークといった横割りのレイヤー（層）別編成にすることを提案した。



その後、現在9本ある規制法を1本にまとめる案も提示し、2007年12月には「レイヤー別一本化」という「情報通信法」構想が報告として採択された。2008年からは情報通信審議会が引き継ぎ、法案策定に向けた審議を続けている。

「レイヤー別一本化」構想には、左右さまざまな立場からおしかりもいただいた。その多くは誤解に基づくものだった。まず、ネットワークやサービスの規制改変は産業秩序や放送文化を壊す、という批判。だが私たちが提案したのは「規制緩和」。放送と通信の相乗りビジネスを認めるといったことだ。

例えば放送局に対しては、昼間はテレビ、晩はケータイといった電波の使い方を認めて、事業機会を拡張する。放送が使っているアナログ周波数の跡地や新しい周波数帯を巨大なサービス機会にしていく。こうして新しい放送文化が生まれるようにする。

だから、放送側にほめられて、通信陣営からは放送優遇を批判されるに違いない。そう見込んでいた。しかし結果は逆。放送からは危険思想とみなされた。「今のままでいい」という意見だった。それだと通信などに対しても規制緩和を提案しているので、地上放送だけがキツい規制で残ってしまう。いいのかなあ。

一方、議論はネットワークやサービスの層よりも、コンテンツの層に集中しがちだった。ウェブサイトなどにも法の網がかかるという懸念がメディア業界からもネット系からも噴出した。私もこの議論は警戒した。日本は放送番組を含めコンテンツ規制が緩い。だから正面から論ずると規制強化論に傾きがちだ。むろんルール化が必要な面はある。しかし時期が悪い。ここで官製不況を上乗せすることはない。有害情報規制に対する国会の対応を見ていると、情報統制への流れも助長しかねない。

それよりも、コンテンツ層とネットワーク、サービス層の垂直統合ビジネスと水平分離ビジネスについて、選択肢を増やす設計をすることの方が重要だ。地上波の放送では垂直統合モデル（ハード・ソフト一致）のみしか認められておらず、通信衛星では水平分離モデル（ハード・ソフト分離）のみしかないが、有線ではいずれも制度的な選択肢がある。いずれも有線のように事業者が選べる選択制モデルにしたらよい。

今回、法体系を見直すのは、利用者がより豊かなサービスを利用できて、経済や文化が発展する環境を用意するためである。タテをヨコにしたり、9本を1本にしたりすることが目的なのではなく、こうしたチャンスにしか実施できない大胆な規制緩和を行うことに眼目がある。経団連は総務省研究会よりも過激な緩和プランを提言したが、そういう要望がどこまで具体化できるかが問われている。

地デジ整備は100年に1度と言われる大きな電波資源が生まれるチャンス。これを展望した法体系の見直しは構造転換のラストチャンスだろう。コンテンツ層の制度をいじることにより、新聞・放送業界からも、ネット利用者からも理解を得られぬ結果に終わり、電波を規制緩和するチャンスを逃してはいけない。

そのためにも、今回の見直しで、国民にとってどんなメリットがあるのかを具体的に示す必要がある。ホワイトスペースを使って通信放送混合サービスを実現したり、アナログ跡地で50兆円ビジネスを生んだりするということだ。国民の合意を得て、国会で成立させるためには、手触り感のある実像が求められる。

では着地点はどこか。「レイヤー別一本化」にどこまで近づけられるか。今回どうしても達成すべき点は何か。政治的に折り合える現実解はどこか。私は以下のあたりと考える。

- ・通信放送融合型の電波免許を導入すること
- ・従来型の規制が残る「基幹放送（現在の地上放送など）」を放送普及基本計画の対象範囲に限定すること
- ・それ以外の放送の番組規制、マスメディア集中排除等を緩めること
- ・放送のハード・ソフト一致、分離の選択肢を地上波、衛星、有線の全てに認めること
- ・放送と通信のサービス層のスキームを一本化すること
- ・放送のコンテンツ層を放送法/電気通信役務利用放送法スキームに一本化すること

これにより、通信放送を横断するサービス展開が容易となるとともに、有線テレビジョン放送法など4—5本の法律が廃止され、レイヤー別に大ぐくりできる。コンテンツ層は実質的に大きいくらいらしい。

せめてここまで達成したい。この手当てをもう済ませ、次のステージに進まなければならぬ。例えば、通信・放送法と著作権法との折り合いをどうつけるのか。薬事法や公選法などの情報規制との関わりをどうほぐすのか。条約との関係もある。情報の流通に国境がないなかで、国内法はどこまで規定すべきなのか。通信・放送の規制法を直す以上に難しい問題ばかりだ。

通信・放送法制のリニューアルは20世紀が投げかけたデジタル化、IP化という問いに対する宿題だ。21世紀も10分の1を過ぎる。ネットワーク整備のフロントランナーである日本は早く宿題を解く責務がある。

-筆者紹介-

中村 伊知哉(なかむら いちや)

慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

略歴

1961年生まれ、京都大学経済学部卒。大阪大学博士課程単位取得退学。博士（政策・メディア）。



ロックバンド「少年ナイフ」のディレクターを経て1984年郵政省入省。電気通信局、放送行政局、登別郵便局長、通信政策局、パリ駐在、官房総務課を経て1998年退官。

1998年－2002年、MITメディアラボ客員教授。2002年－2006年、スタンフォード日本センター研究所長。2006年9月より慶應義塾大学教授。

総務省参与、情報通信審議会専門委員、文化審議会著作権分科会専門委員。

一般社団法人「融合研究所」代表理事、デジタルサイネージコンソーシアム理事長、NPO「CANVAS」副理事長、CSKホールディングス顧問を兼務。

コンテンツ学会副会長、「安心ネットづくり」促進協議会 世話人。

著書に『通信と放送の融合のこれから』（翔泳社）、『デジタルのおもちゃ箱』（NTT出版）、『日本のポップパワー』（日本経済新聞社、編著）、『インターネット、自由を我等に』（アスキーブック局）など。

● 関連記事

- 映像版JASRACという挑戦 デジタルの手触り 第五番
- テレビの限界を感じさせるBSデジタル新規参入
- 選択と集中がない補正予算 民間企業のビジョンの方が魅力的なのはなぜ

● 関連リンク

- デジタルの手触り 十番勝負

● 記事一覧

- 日本のアカデミズムへの三行半 デジタルの手触り 番外
- メディア融合という過去 デジタルの手触り 第十番
- 通信・放送融合法制という一里塚 デジタルの手触り 第九番
- ユビキタス特区という実像 デジタルの手触り 第八番
- 安心ネットという責務 デジタルの手触り 第七番
- 紙をなくすという意志 デジタルの手触り 第六番
- 映像版JASRACという挑戦 デジタルの手触り 第五番
- オープンモバイルという選択肢 デジタルの手触り 第四番
- デジタル広告という誤解 デジタルの手触り 第三番
- 日本型サイネージという自信 デジタルの手触り 第二番
- 「デジタルランドセル」という明日 デジタルの手触り 第一番